

横浜自然観察の森の指定管理候補者  
選定結果報告書

令和6年8月

横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会

横浜自然観察の森は、令和7年4月から指定管理者による管理を開始するため、指定管理者について審査し、指定管理候補者を選定しましたので、報告いたします。

令和7年4月から開始する第2期指定管理者については、横浜自然観察の森条例(平成30年12月改正)に基づいて、公募により指定管理者について審査を行いました。

## 1 指定管理者が管理する施設及び指定期間

### (1) 指定管理者が管理する施設

名称	所在地	管理区域面積	備考
横浜自然観察の森	栄区上郷町 1562 番 1	44.4ha	

### (2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

## 2 選定した指定管理候補者

団 体 名	公益財団法人日本野鳥の会
所 在 地	東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル
代 表 者	理事長 遠藤 孝一

## 3 選定の考え方

指定候補者の選定にあたっては、「横浜自然観察の森指定管理者応募要項(令和6年6月)においてあらかじめ定めた「選定基準」に従って、審査を行いました。

審査は、書類及びヒアリングで行い、各委員が評価項目ごとに採点しました。各評価項目の平均点の合計が6割以上の点数を獲得している場合、指定管理候補者として選定することとしました。

## 4 選定の経過

### (1) 選定スケジュール

ア 公募要項の公表	令和6年6月11日(火)
イ 現地見学会及び応募説明会	7月3日(水)
ウ 公募要項に関する質問受付	7月8日(月)～9日(火)
エ 公募要項に関する質問回答	7月18日(木)
オ 応募書類の受付期間	7月29日(月)及び7月30日(火)
カ 審査・選定(面接審査実施)	8月22日(木)
キ 選定結果の通知・公表	9月中旬 予定
ク 指定管理者の指定	12月下旬 予定
ケ 指定管理者との協定締結	令和7年3月 予定

(2) 現地見学会及び応募説明会

開催日時 令和6年7月3日(水)

開催場所 横浜自然観察の森

説明項目 指定管理者応募要項について  
指定管理者業務仕様書について  
維持管理基本水準書について

5 書類・ヒアリング審査の選定基準

項 目		配点
団体の状況	(1) 団体の理念、管理運営にあたっての基本方針	10
	(2) 応募理由	5
	(3) 団体の財務状況	5
	(4) 団体の活動実績	5
管理運営体制	(1) 職員の確保、配置及び育成	10
	(2) 災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、感染症対策、公衆衛生	10
	(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	5
	(4) 横浜市の重要施策を踏まえた取組み	5
施設の維持管理	(1) 建物及び設備の維持管理	5
	(2) 園地及び樹木の維持管理	10
事業の企画・実施	(1) 普及・教育、行事の実施	10
	(2) ボランティアコーディネート	5
	(3) 関係機関及び地域団体との連携・協働	5
	(4) 広報、利用者サービスの向上、利用促進策	5
	(5) 環境調査	5
	(6) ウェルカムセンターとしての機能	10
	(7) 地域特性の理解及び、課題を踏まえた事業提案	5
収支計画及び 指定管理料	(1) 指定管理料の額	5

加減点項目	(1) 市内中小企業等であるか	5
	(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	6
	(3) 当期の管理運営の実績（現行の指定管理者のみ）	-6~+12点の範囲

## 6 審査結果及び講評

項 目		審査の視点（例）	配点	平均
団体の状況	(1) 団体の理念、管理運営にあたっての基本方針	・横浜自然観察の森の設置目的である自然保護思想の普及及び向上を図るものとなっているか。	5	4.8
		・身近な自然環境の保全及び自然保護教育の拠点となる管理運営となっているか。	5	4.8
	(2) 応募理由	・施設の設置目的、地域特性等を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5	5
	(3) 団体の財務状況	・団体の財務状況は健全で、継続的な運営が可能か。	5	4
	(4) 団体の活動実績	・類似施設の管理運営等、管理運営が実施できる十分な実績があるか。	5	4.8
管理運営体制等	(1) 職員の確保、配置及び育成	・建物、設備及び園地の維持管理や管理運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	5	4.6
		・職員の資質向上のための研修が具体的に計画されているか。	5	4.8
	(2) 災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、	・事件、事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5	3.8

	感染症対策、公衆衛生	・市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割や地域・消防局等と連携した取組が計画されているか。 また、施設の感染症対策や衛生管理は適切か。	5	4.6
	(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	・利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5	4.6
	(4) 横浜市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。国際園芸博覧会、ヨコハマプラ 5.3（ごみ）計画、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5	4.6
施設の維持管理	(1) 建物及び設備の維持管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	5	4
	(2) 園地及び樹木の維持管理	・「横浜自然観察の森保全管理計画」に基づき、利用者の安全や生物多様性に配慮した内容となっているか。	5	4.8
		・順応的な環境管理が実行可能な計画となっているか。	5	4.8
事業の企画・実施	(1) 普及・教育、行事の実施	・一般来園者対応、団体利用者対応、展示・ワークシートによる解説が適切に行われる内容となっているか。	5	4.6
		・「関心・行動・協働」の段階を踏まえた行事が計画されているか。	5	4.6
	(2) ボランティアコーディネーター	・当該施設のボランティアグループである「横浜自然観察の森友の会」と協力しながら、団体が自主運営し、活動が円滑に行えるコーディネート内容になっているか。	5	4.6
	(3) 関係機関及び地域団体との	・関係機関、近隣施設及び自治会町内会など地域の団体との連携・協働の考え方	5	4.4

	連携・協働	は適切か。積極的に取り組んでいるか。		
	(4) 広報、利用者サービスの向上、利用促進策	・利用者数、事業への参加者数やサービス向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5	4
	(5) 環境調査	・モニタリング調査、環境教育効果測定調査、生物保全基礎調査および観察資源調査が適切かつ継続的に行われる計画となっているか。	5	4.8
	(6) ウェルカムセンターとしての機能	・「横浜みどりアップ計画」の趣旨を踏まえた、市民向けイベント、企業 CSR 活動支援がなされているか。	5	4.6
		・教育効果の高い学校教育向けプログラムや、教員の学習、研究に対する支援などの取組が計画されているか。	5	4.6
	(7) 地域特性の理解及び、課題を踏まえた事業提案	・地域特性を理解し、課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5	4.4
指定管理料	(1) 指定管理料の額	・収支計画が適切であり、有料施設(研修室)の運用や効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。増収などにむけた工夫がなされているか。	5	4
加減点項目	(1)市内中小業者等であるか	・市内中小企業または地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5	
	(2)本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	・障害者雇用率が法定雇用率を超える団体 以下のワークライフバランス及び男女共同参画の推進を行う団体 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	6	1.2

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定</li> <li>・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定</li> </ul>		
	(3)当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	管理運営実績が良好であるか。	-6 ~ +12	12
合 計			<b>143</b>	<b>121.8</b>

《講 評》

今回、指定管理者の選定を行う横浜自然観察の森は、「自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥等の小動物と触れ合い、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図るため」に設置された施設です。（横浜自然観察の森条例第1条）。横浜市内で最大の大規模緑地「円海山緑地」の一角であり、円海山緑地は5つの川（いたち川、大岡川、宮川、侍従川、滑川）の源流部であり、草地・湿地・水辺・林縁・林と変化に富み、多様な生きものが生息する貴重な自然環境を有しています。また昭和63年にボランティア組織「横浜自然観察の森友の会」が結成され、長年に渡って多彩な活動をプロジェクト単位で実施しています。

「公益財団法人日本野鳥の会」からの提案は、現指定管理者としての長年に渡る管理運営実績を踏まえた提案を行っており、横浜自然観察の森の設置目的を効果的に達成していくための活動が十分に期待できると判断され、143点満点中121.8点となりました。特に生物の専門家として、環境保全の専門的知識に基づく適切な管理の上で、多様な動植物が息づく豊かな生態系を維持するための努力が、継続的に行われている点を評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、これまでに培った管理ノウハウを発揮し、横浜自然観察の森のよりよい管理運営を行うために、引き続き行政や市民ボランティアとの3者協働による運営に貢献することはもとより、これまで以上に積極的な広報活動を求める意見や、教育機関との連携強化、近年甚大化する災害への対応、事業収益を上げるための活動の増進を求める要望が出されました。

これらについても十分留意し、提案書に書かれた内容を確実にを行うことを要望します。

7 横浜自然観察の森指定管理者選定評価委員会 名簿

委員長	倉本 宣	明治大学農学部 教授
委員	芦川 弘	栄区上郷東連合町会 会長
委員	上野 寛子	明治学院大学教養教育センター 准教授
委員	田中 操	田中操税理士事務所 税理士
委員	古瀬 浩史	帝京科学大学生命環境学部 教授